

地方創生SDGs
宣言・登録・認証制度ガイドライン
2024年度
【別冊 事例集】

2024年11月

地方創生SDGs金融調査・研究会
(事務局:内閣府地方創生推進事務局)

1	目次	
2	「宣言」「登録」「認証」制度構築・運用事例	3
3	「宣言」制度	
4	<u>岡山県真庭市</u>	
5	制度構築の背景・目的	4
6	制度運用状況	4
7	真庭市担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	5
8	【参考 - 制度詳細】	6
9	<u>静岡県静岡市</u>	
10	制度構築の背景・目的	9
11	制度運用状況	9
12	静岡市担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	9
13	【参考 - 制度詳細】	11
14		
15	「登録」制度	
16	<u>長野県</u>	
17	制度構築の背景・目的	14
18	制度運用状況	14
19	長野県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	15
20	【参考 - 制度詳細】	16
21	<u>神奈川県</u>	
22	制度構築の背景・目的	19
23	制度運用状況	19
24	神奈川県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	20
25	【参考 - 制度詳細】	21
26	<u>千葉県</u>	
27	制度構築の背景・目的	24
28	制度運用状況	25
29	千葉県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	26
30	【参考 - 制度詳細】	27
31		
32	「認証」制度	
33	<u>埼玉県さいたま市</u>	
34	制度構築の背景・目的	30
35	制度運用状況	30
36	さいたま市担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	31
37	【参考 - 制度詳細】	32
38	<u>鳥取県</u>	
39	制度構築の背景・目的	34
40	制度運用状況	34
41	鳥取県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	35
42	【参考 - 制度詳細】	36
43	<u>神奈川県横浜市</u>	
44	制度構築の背景・目的	39
45	制度運用状況	40
46	鳥取県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント	40
47	【参考 - 制度詳細】	41
48		
49		
50		
51		



真庭SDGsパートナー制度

制度構築の背景・目的

真庭市では以前より木質バイオマス発電などバイオマスエネルギーの利活用を通じたエネルギー自給率100%という目標を掲げ取組を推進してきており、市総合計画の理念がまさにSDGsの考え方にも合致するもので、徐々に活動の幅を広げていった。2018年にはSDGs未来都市に選定され、その推進に向けた市民運動化を図る一環で本パートナー制度も構想、立ち上げている。

「SDGs未来都市計画」における位置づけとしては、「各種計画におけるSDGs理念の反映・行政体内部とステークホルダーとの連携・自律的好循環の形成」を実施することを掲げており、これを踏まえ、真庭市のSDGsの取組に賛同する企業・団体等を募集・登録・発信し、域内外のステークホルダーと連携してSDGsに取り組んでいく仕組みとして「真庭SDGsパートナー制度」を構築、運用している。

なお、市の総合計画も更新の時期となっていたため、未来都市選定も踏まえ、SDGsの取組も踏まえて見直し、更新を図っていった。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> 真庭市
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2018年より運用開始 現時点の登録数:373団体・16個人 ※2023年3月末時点
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 関係するSDGs目標(ゴール) 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する内容
宣言団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 真庭市SDGs円卓会議への参加 真庭市ホームページとの相互リンク 真庭市ホームページへの宣言書の掲載 希望者に対するパートナー登録書の発行 市から「真庭SDGsパートナー登録書」を発行

運用を通じた成果

- パートナーが参加する円卓会議において毎年ディスカッションを実施、それがパートナーシップによるプロジェクト創出のきっかけとなっていることもある
 - 例えば、高校生にも参加いただいている中で、農業高校で制作した加工品販売プロジェクト等が進行中
- 円卓会議には金融機関も含め、多様なステークホルダーが参加しており、今後もこのような連携の機会や仕掛けを増やしていきたいと考えている



担当者の声

真庭市担当者の「生の声」－ 制度構築・制度運用にあたってのポイント

制度構築にあたってのポイント

- 市で制度の設計を検討したが、同様に企業等に参画いただく形態の制度で既に運用しているものを参考に設計
- 幅広い取組を行っている事業者等に集まっていただき、仲間を増やしていきたい、ということを目的にしたため、制度として要件等を固めすぎないように意識した
 - 登録されたら何かをしなければならない、という制度には敢えてせず、趣旨に賛同いただければ参画できる、という形にした
- ただし、円卓会議には出ていただきたい、という点は伝えている

既存の類似事例があれば、参考とするのが効果的。
また、制度の目的に応じて要件などは一定柔軟に考えることが必要。



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- 市としての一通りの周知広報を実施
 - 広報紙でコーナーを設ける
 - ローカルテレビで取り上げていただく
- また、市長の講演等が市外も含め一定の周知になっていると史料

制度運用のコストとメリットのバランス

- 運用は全て市自身で取組んでいるが、申請の増加により、業務負荷は一定感じ始めている
- 現状手続きはメールや紙ベースのやり取りが多いため、今後一定の効率化の可能性を模索している

制度の維持・改善に向けた取組

- パートナー制度としてまずは仲間を増やす形で運用してきたため、今後は各社の取組や現状を把握していくことを検討中
- 現状把握を通じ、円卓会議での議題も更新していくことで、より各参加者・市全体の取組の深化を図れると考えている

取組への賛同者を増やしたうえで、円卓会議等を通じた交流や情報交換があることで、個別の取組の深化や新たな取組の創造が可能となる



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

応募資格	<ul style="list-style-type: none">● 真庭市関係者等であって、以下のいずれも該当しないもの<ul style="list-style-type: none">○ 法令等に違反している者○ 市に納付すべき税を滞納している者○ 暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者○ その他適当でないとし長が認める者
申請内容	<ul style="list-style-type: none">● 関係するSDGs目標(ゴール)● 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する内容
応募プロセス	<ul style="list-style-type: none">● 「真庭SDGsパートナー宣言書」を作成、申込書と共に市役所に提出● 市において、応募内容が適切であるかの確認を実施● 確認の結果が適切であれば、市のHPに宣言書を掲載(個人は希望者のみ)● 市役所HPへのリンクを設け、企業・団体の名前を紹介(企業・団体のみ)
宣言団体が得られるメリット	<ul style="list-style-type: none">● 真庭市SDGs円卓会議への参加● 真庭市ホームページとの相互リンク● 真庭市ホームページへの宣言書の掲載● 希望者に対するパートナー登録書の発行● 市から「真庭SDGsパートナー登録書」を発行



【お問い合わせ先】

真庭市 総合政策課総合政策グループ
TEL:0867-42-1169 FAX:0867-42-1353
E-mail:sogoseisaku@city.maniwa.lg.jp

参考 - 関連リンク	真庭SDGsパートナー
------------	-------------

真庭SDGsパートナー制度 参加申込書（企業・団体用）

住所 _____

企業・団体名称 _____

代表者氏名 _____

メールアドレス _____

真庭SDGsパートナー制度に参加したいので、下記の事項について確認の上、関係書類を添えて提出します。

年 月 日

企業・団体名

代表者名

担当責任者名（自署）

真庭市長 様

記

下記内容に☑を入れてください

- 本制度の規定に従うこと。
- 別添の真庭SDGsパートナー宣言書について、記載内容に相違なく、真庭市ホームページ上で公開されることに同意すること。
- 法令等に違反していないこと。
- 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
- 相互リンクを希望する（希望する場合 URL : _____ ）
- 登録書の発行を希望する。（当登録書は登録したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しません）

真庭SDGsパートナー宣言書

企業・団体名

代表者名

次のとおり真庭市とともに持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDGs目標（ゴール）（○を入れてください。）複数選択可

(1)貧困	(2)飢餓	(3)健康	(4)教育
(5)ジェンダー	(6)水・衛生	(7)エネルギー	(8)成長・雇用
(9)インフラ	(10)不平等	(11)都市	(12)生産・消費
(13)気候変動	(14)海洋資源	(15)陸上資源	(16)平和
(17)実施手段			

2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する内容

企業・団体の事業等において、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にどのように貢献するか、1で○を入れたSDGs目標(ゴール)の達成にどのように貢献するかなどを記載してください。



静岡市SDGs宣言

制度構築の背景・目的

静岡市ではSDGsの推進を「市政への組込」「情報発信」「普及啓発」の3段階に分けて進めてきた。その中で、市内事業所・団体のSDGsに対する意識づけ及び取組を促進し、それらの取組状況を見える化するため、SDGs宣言制度の運用を開始した。市は、宣言数が増加することによる優良事例の発掘とそれらの横展開を図り、国内外に向けてその内容を情報発信している。

制度構築時点では、SDGsそのものに対する認知度も低く、本宣言制度、並びにその他イベント等を通じ、まずは認知度を過半数に持っていくことを一つの目的として構築した。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2019年より運用開始 宣言数:643 事業所・団体(2023年3月末時点)
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 宣言事業所・団体としての2030年の(又は中長期的な)あるべき姿 宣言事業所・団体の狙い、特徴的な活動 等
宣言団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 市より宣言証が交付される 市ホームページに宣言事業所・団体の一覧を掲載 各種イベントなどによる情報発信 等

運用を通じた成果

- 制度、並びにその他イベントも実施したことで、2021年のSDGs市民認知度が6割を突破
- SDGs宣言をしたことをきっかけに、事業所や団体がつながり、民間主催のイベントや新商品の開発が実施されている



担当者の声

静岡市担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント

制度構築にあたってのポイント

- SDGs17の目標全てに対応するため、市の各分野を横断で見ている企画局企画課が構築
 - 当初は表彰制度なども検討したが、各種ヒアリングを通じて、まずは、SDGsに取り組む事業所・団体の裾野を広げるため、宣言制度に決定
- ヒアリングは幅広い対象に実施
 - CSRやSDGsに既に取り組んでいる事業所や団体
 - これから取り組みたいと考えている事業所や団体
 - 高校など教育機関 等
- SDGsの推進を市全体で進めるため、宣言制度は、SDGsを「自分事」と捉え、ボトムアップで機運を高めていくということを目的に実施した

- 当時はまだSDGsに対する市民の認知度が低く、まずはそれを5割超まで持っていくことを一つの目標とした
- 宣言制度、その他のイベントも通じ、2021年には6割を超える水準に到達（イベントは企画課のみならず、全庁横断で実施）

関連ステークホルダーへのヒアリングを実施することで、どのような制度や取組を実施すべきかの解像度が上がった



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- 多様な手段で周知、広報を推進
 - 地方紙での掲載
 - 商工会議所などの経済団体に周知
 - 金融機関との出向を通じたつながりを活かした周知
- 宣言事業所・団体同士の口コミも有効

制度運用のコストとメリットのバランス

- 運用において一定の負担はあるものの、外部にまたがることなく、企画課内で完結している
 - 毎年宣言書を更新する形となっており、その手続に一定の負担あり
- 宣言制度を活かした取組としては、学生レポーターによる取組の取材・発信を実施
 - 市内に在住又は通学する若者が市内でSDGsを推進する事業所・団体を知り、それらを発信することで、地元定着につなげる

金融機関の関わり方

- 宣言事業所であることを条件とした融資等の商品設計
 - 静清信用金庫、しずおか焼津信用金庫、日本政策金融公庫静岡支店
- 宣言書の作成サポートを実施
 - 事業所との対話を通じ、金融機関自身にとっても顧客課題を把握する機会となっている

制度の維持・改善に向けた取組

- 制度自体の認知や宣言数は一定水準に達しており、今後は宣言事業所・団体と連携したイベント等の取組を検討していきたい
 - 「SDGs連携アワード」を2021年度に開始（事業所・団体の“連携”した取組に特化した表彰制度）
- 今後は、宣言事業所・団体の交流会等も実施していくことを検討中

金融機関とも連携しながら、積極的な周知・広報を実施。今後は、宣言事業所・団体同士の交流等を通じ、更なる取組の深化を図っていきたい。



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

<p>応募資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内に本店、支店又は営業所等を有する企業、法人、団体、個人事業主、教育機関等であること ● 暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと ● SDGsを積極的に推進していること
<p>申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宣言事業所・団体としての2030年の(又は中長期的な)あるべき姿 ● 宣言事業所・団体としての狙い、特徴的な活動 ● 目標に関連する取組内容(SDGsのゴールと紐づけ) ● 宣言後は毎年、目標に対する実績と次年度の目標を報告
<p>宣言プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「静岡市SDGs宣言書」に必要事項を記載、提出 ● 市において内容を随時確認(不備がある場合は、担当者宛てに確認) ● 不備がない場合は、静岡市HP上でSDGs宣言書及び宣言事業所・団体一覧を公表(提出から1か月程度) ● 事業所・団体あてに「SDGs宣言証(受付証明)」を交付。 ● 毎年1月～2月末頃、取組目標に対する実績と次年の目標を報告するための「SDGs宣言達成状況報告書」を提出
<p>宣言団体が得られるメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市より宣言証が交付 ● 静岡市のホームページに宣言事業所・団体の一覧を掲載 ● 市が参加する各種会議等で、先進事業所・団体による取組として、その内容を積極的に情報発信



【お問い合わせ先】

静岡市 企画局 企画課 移住・事業推進係

TEL:054-221-1022 FAX:054-221-1295

E-mail: kikaku@city.shizuoka.lg.jp

<p>参考 - 関連リンク</p>	<p>静岡市 SDGs 宣言事業について</p>
-------------------	--------------------------

80 【参考 - 関連資料】

81

82

83

84

様式第1号（第5条関係）

SDGs宣言書

私たちは、持続可能なまちづくりに向けて、次のとおり取り組むことを宣言します。

宣言日 年 月 日

事業所・団体等又は関連事業者等としての2030年の（又は中長期的な）あるべき姿		
事業所・団体等又は関連事業者等としてのねらい、特徴的な活動		
目標に関連する取組内容		
ゴール	これまでの取組内容	〇年12月31日までの取組目標
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
その他		

（記載上の注意）

- 1 「目標に関連する取組内容」は、**3つ以上のゴール**に関する取組を記載してください。
- 2 取組のない目標については、行ごと削除してください。
- 3 取組目標は、**出来る限り定量的に記載**してください。
- 4 ゴールとの関連が不明なものは「その他」に記載してください。
- 5 取組目標については、**毎年1月に達成状況を報告**していただきます。

85
86
87
88

様式第1号（第5条関係）

1	事業所・団体等又は 関連事業者等の名称	本社が届け出る場合は、事業所（支店・営業所等）の数	
2	業 種		
3	従業員（構成員）数		
4	代表者 職・氏名	職 名	
		氏 名	
5	所 在 地	〒	
6	ホームページURL		
7	担 当 者	所 属	
		氏 名	
		電 話 番 号	
		F A X 番 号	
		メールアドレス	
8	暴力団関係者で ないことの誓約	「暴力団」、「暴力団員等」及び「暴力団員等と密接な関係を有するもの」でない場合は、チェックボックスにチェックを記入してください。	
		「暴力団」、「暴力団員等」及び「暴力団員等と密接な関係を有するもの」ではないことを誓約します。	

上記項目のうち、1～6の項目は原則として公開します。



長野県SDGs推進企業登録制度

制度構築の背景・目的

長野県では、経済団体、金融機関、大学等支援機関と連携し「環境」、「社会」、「経済」の3側面を踏まえ、企業等が経営戦略としてSDGsを活用することを支援する制度を創設。制度を通じ県内企業等がSDGsと企業活動との関連について「気付き」を得るとともに、具体的なアクションを進めることを目指している。県はSDGsのゴール等につながる具体的な取組を提示し、提示内容を踏まえ具体的なアクションに取り組む企業等を登録し、オリジナルの登録マークの提供やHP等による公表を通してPRしている。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> 長野県
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2019年より運用 登録数:1822団体(2023年3月末) <ul style="list-style-type: none"> 2019年に第1期を募集、その後四半期に一度登録を行っている 第1期の登録団体は80者であったが、年々登録希望者が増えており、近年では約200団体の登録が行われる期もある
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 環境、社会、経済の3側面全てに関して、以下の2項目を申請 <ul style="list-style-type: none"> SDGs達成に向けた重点的な取組 2030年に向けた目標 長野県が設定したSDGsに係る42のチェック項目に関する具体的な取組の申請
登録団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 県のホームページなどでSDGsの取組を紹介 登録マークの使用 中小企業融資制度における金利面の優遇 入札制度における参加資格要件に係る加点

運用を通じた成果

- 制度創設当初、2030年までに1,000者を目標としていたところ、予想を上回るスピードで登録者が増加しています
- SDGsの認知や取組は着実に増加しており、民間調査会社の意識調査によると、長野県においては「SDGsに積極的」な企業が6割を超えており、取り組む企業の7割以上が具体的な効果を実感しています。



担当者の声

長野県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント

制度構築にあたってのポイント

- 関連ステークホルダーと幅広く連携し、コンソーシアムとして制度設計を検討
 - 地域金融機関
 - 経済団体
 - 教育機関 等
 - また、中小企業でも取り組みやすい内容とし、あくまで自社の取組とSDGsとの関連性に「気づく」こと・具体的なアクションを促すことを目的にしたレベル設定を意識セルフチェックと宣言、という要件にすることで取組のレベルまでは求めず、ハードルを高くしすぎない

各ステークホルダーとの連携を通じ、制度のメリットも拡大（後述）。
中小企業でも取り組みやすいレベルの制度とした。



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- ポータルサイトでの発信に加え、金融機関と連携した発信を実施
 - 各金融機関と連携し開催するSDGs関連の説明会やセミナーに登壇、等
 - また、各金融機関による関連商品の展開も周知に寄与
- 更に、本制度への登録が県の入札参加資格要件の加点項目となっていることも一定普及に寄与していると想定

制度運用のコストとメリットのバランス

- 事務手続については、一定のノウハウが蓄積されたタイミングでアウトソース
 - 具体的には、申請受付業務をアウトソース
 - 想定を上回るスピードでの申請があったこともあり導入するに至った
- 参加者同士の交流の場を設けることで、マッチングや取組の活性化を図っている
 - ポータルサイトの中の掲示板やセミナーでの交流の場を設計
 - 直近では登録企業同士で取引が発生したり、自主的な交流会が開催されたりと活動の活性化も聞こえてきている

金融機関の関わり方

- 各金融機関が、一部商品において登録を要件の一つとして展開
 - 上田信用金庫 -SDGs/ESG サポートローン
 - 長野銀行 - ながぎん SDGsサポートローン
 - 八十二銀行 -八十二「地方創生・SDGs 応援私募債」・SDGsローン 等

制度の維持・改善に向けた取組

- 企業が「登録した」だけで終わりにしないよう、3年の更新制とし、1年に1度の進捗報告を義務付けている
 - 進捗報告 - 掲げた目標に対する現状を報告
 - 更新 - “SDG Compass”を基にした、自身のSDGsに関する強み・弱みを測れるツールを県が独自に開発し、更新時に自己診断をいただいている
- また、進捗状況はポータルサイトを活用し対外的に公表する形にしている
 - 元々は各社HP等での公表としていたが、確認しきることも難しいため、別途ポータルサイトを構築
 - 進捗報告のオンライン化、透明性担保、普及効果もあり、意義が大きいと感じている

制度を通じた取組の深化に向けて、進捗報告、並びに3年ごとの更新を義務付けている。



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

<p>登録要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内企業等であること <ul style="list-style-type: none"> 長野県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主で、構成員が長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標が設定されていること。 SDGs達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容があること
<p>申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境、社会、経済の2側面全てに関して、以下の3項目を申請 <ul style="list-style-type: none"> SDGs達成に向けた重点的な取組 2030年に向けた目標 長野県が設定したSDGsに係る42のチェック項目に関する具体的な取組の申請
<p>登録プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書に基づき、登録を申請 運営主体において、申請が登録要件を満たすと認める場合は、登録するとともに、登録証の交付と登録マークの使用を認める
<p>登録団体が得られるメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県のホームページなどでSDGsの取組を紹介 登録マークの使用 中小企業融資制度における金利面の優遇 入札制度における参加資格要件に係る加点 <p>県内に新たに事業所を設置したIT系登録企業等に対する助成等</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>NAGANO SDGs BUSINESS PORTAL 【長野県公式】長野県SDGs推進企業情報サイト</p> <p>OPEN!</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各社の取組がわかる ●自社の取組をアピールできる ●登録企業間で情報交換できる </div>  <div style="margin-left: 10px;">    </div> </div>

【お問い合わせ先】

長野県 産業労働部産業政策課

TEL:026-235-7205 FAX:026-235-7496

E-mail: san-sdgs@pref.nagano.lg.jp

<p>参考 - 関連リンク</p>	<p>長野県 SDGs 推進企業登録制度 長野県 SDGs 推進企業登録制度とは(長野県SDGs推進企業情報サイト) 長野県SDGs推進企業登録制度実施要綱</p>
-------------------	--

(様式第 2 号)

SDGs 達成に向けた宣言書 (要件 1)

____年__月__日

住所

企業名

代表者

当社は、SDGs の内容を理解し、SDGs 達成に向けた方針及び取組を下記のとおり宣言します。

記

SDGs 達成に向けた経営方針等

--

3 側面 (主な分野に☑)	SDGs 達成に向けた重点的な取組	2030 年に向けた指標	重点的な取組及び 指標の進捗状況
			登録年月日：
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済			
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済			
<input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 社会 <input type="checkbox"/> 経済			

【記載留意点】

- ・上記については「SDGs 達成に向けた経営方針等」を記載いただくとともに、(様式第 3 号)「SDGs 達成に向けた具体的な取組」(要件 2)に記載いただいた取組を踏まえ、「SDGs 達成に向けた重点的な取組」を記載してください。
- ・指標は、原則として数値目標を記載してください。
- ・「環境」、「社会」、「経済」の 3 側面の全てについて重点的な取組を記載してください。該当する分野にチェックを入れ、取組が複数の分野にまたがる場合は、複数にチェックを入れてください。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、新規登録時は記入不要です。
- ・重点的な取組及び指標の進捗状況については、年 1 回以上進捗管理を行い、長野県 SDGs 推進企業情報サイト (NAGANO SDGs BUSINESS PORTAL) で公表してください。

93

94 【参考 - チェックリストより抜粋】

95

96

97

カテゴリー	非該当	チェック項目
人権・労働	□	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出身などによる差別を防ぐ教育体制や相談体制を整備し、差別がないことを確認している
	□	【ハラスメント禁止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制を整備している
	□	【労働時間】 ・過度な長時間労働の防止に取り組んでいる
	□	【外国人労働者】 ・外国人労働者に対する差別、人権侵害がないことを確認している
	□	【労働安全衛生】 ・作業中の事故等を防ぐため、安全で衛生的な労働環境の整備に取り組んでいる
	□	【メンタルヘルス】 ・労働者のメンタルヘルスを良好に維持できるように対策に取り組んでいる
	□	【ダイバーシティ経営】 ・多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる
	□	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している
	□	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応している
	□	【健康経営】 ・従業員への健康投資による生産性の向上等に取り組んでいる
環境	□	【廃棄物】 ・廃棄物の管理を適切に行い、適切な処理に取り組んでいる
	□	【エネルギー・温室効果ガスの現状把握】 ・自社のエネルギー使用量、温室効果ガス排出量を把握している
	□	【省エネ・温暖化対策の計画・取組】 ・自社の温室効果ガスの排出量を把握し、排出の抑制に取り組んでいる
	□	【有害化学物質】 ・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の抑制及び適切な使用に取り組んでいる
	□	【生物多様性】 ・自社活動が生物多様性や生態系に悪影響を及ぼさないよう配慮している
	□	【3Rの推進】 ・リデュース、リユース、リサイクルに取り組んでいる



かながわSDGsパートナー

制度構築の背景・目的

神奈川県は「かながわ SDGs 取組方針」において、SDGs 展開において「旗振り・率先・後押し」の役割を担うと定義。SDGs の推進に資する事業を展開している企業・団体等を県として募集・登録・発信し、連携してSDGs の普及促進活動に取り組むため、パートナー制度を展開。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年より運用開始、2023 年 2 月から随時募集を開始 2023 年 3 月末時点での登録パートナー数:958 者
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> SDGs 事業の概要 / 詳細(経済・社会・環境の三側面の統合的取組) 関連する SDGs のゴール SDGs 事業の公開(ホームページの URL) 等
登録団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 県の中小企業制度融資による支援 県による対外的な広報・PR(県ホームページへの掲載、ロゴ使用可) 「かながわ SDGs パートナーミーティング」等のパートナー間のマッチング支援 中小企業者の SDGs 経営に向けた取組支援 等

運用を通じた成果

- パートナーMTG で毎回テーマを設定し実施することで、そのテーマに沿ったパートナー同士の出会いや、新たな取組の創出が実現できたという話も聞こえてきている
 - コロナ前は対面で開催し、大きな会場でブース出展も可能にしてマッチング等を実施したこともある
 - コロナ後はオンラインを中心に原則毎月開催、テーマをセットすることで効果的な交流、情報交換を実現



担当者の声

制度構築にあたってのポイント

県全体では2012年3月に策定した総合計画の基本理念に「いのち輝く神奈川」を掲げ、様々な施策を連環させて総合的に取組を進めており、その考えはSDGsの理念と軌を一にすることから2018年にSDGs推進本部・推進課を立ち上げ、主要ステークホルダーとも協議しながら各制度の構築を進めてきた

- 構築時には、地域金融機関に加え、地域において重要な各ステークホルダーとも協議
- 加えて、県として民間企業を会員とする連携制度を過去にも立ち上げた経験があったことから、それを活かして制度としては立ち上げていった

過去に自治体として何らかの登録制度等を立ち上げている場合は、その体制や手法を参考にすることで効率的な構築が可能に



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- 構築時には記者発表を実施し、知事の定例会見等でも発信
- その後、ローカル局などメディアと連携した周知活動も実施

制度運用のコストとメリットのバランス

- パートナーによるSDGsの普及啓発効果は大きい
- 県として何かを呼びかける際に、パートナーが核となることで事業者との距離感が近くなり、より密な連携が可能になっている
 - 災害等の支援に際してパートナーに呼び掛けることで、商品やサービスの無償提供の手上げが多くあった
- 現状は交付金等も活かして運用をしているが、持続的な制度の在り方を検討している
 - システムのデジタル化等を通じて運用を効率化する、といった工夫は検討中

金融機関の関わり方

- 横浜銀行とは制度構築時に協議を実施し、運用においても様々な連携を行っており、横浜銀行からも企業にSDGsパートナー制度を案内するなど協力関係にある。
- 2018年12月19日にはSDGsの達成や県内地域のより一層の活性化に向けて「SDGs推進に係る連携と協力に関する協定」(SDGs推進協定)を最初に締結し、以来SDGsの周知、新商品開発、寄付の協力などで関わっている。

制度の維持・改善に向けた取組

- パートナーMTGを複数回開催したことで、パートナー同士のつながりの構築が自発的な取組につながるようになった
 - 今後も、オンラインでの連携機会を継続することなどを検討
- また、地域事業者にとってはSDGsという概念を知っても、具体的に何をすればよいか分からないことも多いが、誰もが取り組みやすい事例の共有を目的にパートナーから「みんなのSDGs」としてヒントとなるような取組を募集、表彰するといった取組も実施

登録者同士の交流を通じたマッチングの機会に加え、誰でも取り組める事例についても可視化し、表彰するといった取組を推進



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

<p>応募資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本県内に事業所を有する企業・団体等であること ● 県税などに未納がないこと ● 暴力団経営支配法人等に該当しないこと ● 過去3年以内に、重大な法令違反がないこと ● 経済・社会・環境の三側面全てに関わる取組を実施していること ● SDGsを活用して事業に取り組んでいることが、誰が見てもわかりやすく、公表されていること ● かながわSDGsパートナーとして、SDGsの普及促進に取り組み、パートナーミーティングやみんなのSDGsなど県のSDGsの取組に積極的に参加し、多様なステークホルダーとの連携が図れること
<p>申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● SDGs事業の概要 / 詳細(経済・社会・環境の三側面の統合的取組) ● 関連するSDGsのゴール ● SDGs事業の公開(ホームページのURL) ● かながわSDGsパートナーの活用方法 ● かながわSDGsパートナー登録申請に至った経緯 ● 普及促進・SDGsアクションへの協力
<p>登録プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請受付後、本県が内容等を確認し、登録要件を満たしていると判断した場合は、パートナーとして登録(概ね翌月末までに登録・公表予定)
<p>登録団体が得られるメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の中小企業制度融資による支援 ● 県による対外的な広報・PR(県ホームページへの掲載、ロゴ使用可) ● 「かながわSDGsパートナーミーティング」等のパートナー間のマッチング支援 ● 中小企業者のSDGs経営に向けた取組支援



【お問い合わせ先】

神奈川県 政策局いのち・未来戦略本部室SDGs推進グループ

TEL:045-285-0539

E-mail: sdgs-kikaku.gr3g@pref.kanagawa.lg.jp

<p>参考 - 関連リンク</p>	<p>かながわSDGsパートナーについて https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/sdgs/partner.html</p>
-------------------	---

98 【参考 - 関連資料】

99

100 『「かながわSDGsパートナー」登録申請 記載要領・記載例』より抜粋

101 <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/42455/2kisairei.pdf>

102

○SDGsの取組・事業

SDGs事業の概要*

【例】太陽光発電や無駄ゴミゼロ等、「環境に配慮した、地産地消の社員食堂」を設置し、食育を通じた社員の健康に配慮し、働きやすい職場環境を整備しています。また、社員だけでなく、地域住民に対しても還元することで「地域に根差したSDGsの取組」を実践しています。

登録後公開されます。

(SDGs事業の概要) *必須、登録後公開

自社が展開するSDGsの具体的な取組・事業について、経済・社会・環境の三側面を踏まえ、具体的に100字~140字で記載してください。

重点的に取り組みたい領域や今後取り組みたい内容等を記載して下さい

登録後公開されます。

(重点的に取り組みたい領域や今後取り組みたい内容等を記載してください。) 登録後公開
任意で記載してください。

103



(関連するゴール) *必須、登録後公開

SDGsのゴールのうち、事業に関連するゴールを**1つ以上**選択してください。

ホームページ

登録後公開されます。

twitter

【例】kanagawascience もしくはURL等

(ホームページ)、(SNS) 登録後公開

任意記載です。ホームページやSNS等で活動について発信している等の場合は記載ください。

104

確認事項*

- かながわSDGsパートナーとして、SDGsの普及促進に取り組み、パートナーミーティングやみんなのSDGsなど県のSDGsの取組に積極的に参加し、多様なステークホルダーとの連携を図ります。
- 経済・社会・環境の三側面すべてに関わるSDGsの取組等を実施しています。

(確認事項) *必須

・普及促進・SDGsアクションへの協力

かながわSDGsパートナーとして、SDGsの普及促進に取り組み、パートナーミーティングやみんなのSDGsなど県のSDGsの取組に積極的に参加し、多様なステークホルダーとの連携を図ることに協力いただきますので、**チェックをお願いします。**

・経済、社会、環境の三側面への取組

すべてに関わるSDGsの取組等を実施しているか、**チェックしてください。**



(申請)

内容を確認の上、申請ください。

県にて内容確認後、**概ね1か月**で、登録いただいたメールアドレス宛に審査結果の通知メールを送付します。

105



ちば SDGs パートナー登録制度

制度構築の背景・目的

千葉県では、総合計画において「SDGs の推進」を施策横断的な視点として位置づけており、SDGs の考え方を県の分野別計画に積極的に取り入れ、各分野の事業に反映させている。

SDGs の推進には、地方自治体だけでなく、県民、企業・団体等の多様な主体がその考え方を広く共有し、自発的に取り組んでもらうことが必要となることから、県内企業等におけるSDGs推進の機運を醸成するとともに、具体的な取組を促進することを目的として、ちば SDGs パートナー登録制度を創設した。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2021 年より運用 2024 年 1 月 15 日時点での登録パートナー数:2018 者
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 環境・社会・経済の 3 側面において、具体的な取組の推進 申請者概要等 SDGs達成に向けた宣言書等
登録団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 県の低利の県制度融資(ちば SDGs パートナー支援資金)による支援 県による対外的な広報・PR(県ホームページへの掲載、ロゴ使用可)等

運用を通じた成果

- パートナー登録をきっかけとしてパートナー同士の連携創出
- 「ちば SDGs パートナー登録制度」の開始以降、登録数は 2,000 者超まで増加し、県内における SDGs の輪が順調に拡大
- 中小企業である登録事業者が利用できる県制度融資「ちば SDGs パートナー支援資金」の融資残高も継続的に増加



担当者の声

千葉県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント

制度構築にあたってのポイント

- 長期・固定の低利な県制度融資である「ちば SDGs パートナー支援資金」が利用可能となり、中小企業の資金調達面でメリットを受けられる制度としている
- 既に認知度や人気を獲得しているチーバくんを活用した SDGs のシンボルマークを開発し、登録することで当該マークを利用できる制度にすることで、事業者の参画を促進

魅力的な支援メニューを組み込むことにより地域事業者の参加促進を図っている。



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- 県のマスコットキャラクターであるチーバくんを活用したシンボルマークを作成し、登録企業等が名刺や HP 等で使用することにより、千葉県の SDGs に取り組む事業者であることを分かりやすく伝えると同時に、シンボルマークを見た人への SDGs の普及啓発を行っている
- 地域金融機関、千葉県信用保証協会及び県内の経済団体等と「ちば SDGs 推進ネットワーク」を発足し、各機関が取引先等に対し登録制度への登録を促進

制度運用のコストとメリットのバランス

- 長期・固定の低利な県制度融資「ちば SDGs パートナー支援資金」を申し込めるようになるといった資金調達面のメリットを制度に組み込むことにより、中小企業の SDGs への取り組み促進を図っている
- 想定以上の反響があり、申請の受付・登録にかかる労力が多大となっているため、運用について検討が必要。

金融機関の関わり方

- 地域の金融機関や経済団体等が「ちば SDGs 推進ネットワーク」を発足し、SDGs の普及啓発や SDGs に取り組む企業等への支援を実施
- 千葉銀行では、SDGs の普及を図るため、取引先の登録実績を支店の営業評価に反映させている

制度の維持・改善に向けた取組

- SDGs パートナー登録制度未登録者を対象としたセミナー等を開催。
- 「ちばSDGs推進ネットワーク」において、制度の普及や申請のサポートを行っている。

SDGs の民間企業等への普及や取組の促進に、民間企業が中心となって組織したネットワークが活躍している。



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

<p>応募資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境・社会・経済の3側面において、具体的な取組を推進すること。 ● 各取組について、具体的な目標が設定されていること。 ● 登録を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役(その他団体の役員も記載)若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のアからウのいずれにも該当しないこと。 <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>イ 次のいずれかに該当する行為((イ)又は(ウ)に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)</p> <p>(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為</p> <p>(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為</p> <p>(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p>
<p>申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境・社会・経済の3側面において、具体的な取組の推進 ● 各取組に係る目的と目標を記載したSDGs活動計画 ● 申請者概要等 ● SDGs達成に向けた宣言書等
<p>登録プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 受付後、本県が内容等を確認し、登録要件を満たしていると判断した場合は、パートナーとして登録
<p>登録団体が 得られる メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、千葉県ホームページ等で紹介し、取組みについてPR。 ● チーバくんを活用した千葉県SDGsシンボルマークを名刺や会社案内等に使用することが可能。 ● 低利の県制度融資(ちばSDGsパートナー支援資金)による支援を受けることが可能。

【お問い合わせ先】

千葉県 総合企画部政策企画課 企画調整室

TEL:043-223-2440

E-mail:kityo03@mz.pref.chiba.lg.jp

参考 -
関連リンク

ちばSDGsパートナー登録制度について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/sdgs/sdgs-touroku.html>

106 【参考 - 関連資料】

107

108 『「ちば SDGs パートナー登録制度」申請書記載例』より抜粋

109 <https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/sdgs/documents/kisairei.pdf>

第1号様式（別紙1）

【SDGs活動計画】

3側面	SDGs ゴール	目的	活動内容	目標
環境	7, 9, 13	再生可能エネルギーの 導入	本社および支社の屋上に 太陽光発電を設置	太陽光発電設置数の増 (2021:▲ヶ所⇒2025:●ヶ所)
社会	5, 8, 10	女性管理職比率の 引き上げ	部課長への登用推進 女性管理職比率をHPで公表	女性管理職比率の 20%増加 (2021:▲%⇒2025:●%)
経済	6, 12, 13, 14, 15	環境に配慮した製品の 開発	地元の木材（間伐材など） を活用した新商品の開発	地元木材活用の 商品数増加 (2021:▲品⇒2025:●品)

110

SDG s 達成に向けた宣言書

令和〇年〇月〇日

所在地 千葉市中央区市場町〇ー〇

名称 株式会社ちば

代表者 代表取締役 千葉 太郎

当社は、SDG s の内容を理解し、SDG s 達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDG s 目標（ゴール）（※該当するゴールに〇を入れてください）

①貧困 1 POOR 		②飢餓 2 HUNGER 		③健康 3 GOOD HEALTH 	<input type="checkbox"/>	④教育 4 QUALITY EDUCATION 	
⑤ジェンダー 5 GENDER EQUALITY 	<input type="checkbox"/>	⑥水・衛生 6 CLEAN WATER AND SANITATION 	<input type="checkbox"/>	⑦エネルギー 7 AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY 	<input type="checkbox"/>	⑧成長・雇用 8 DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH 	<input type="checkbox"/>
⑨イノベーション 9 INDUSTRY, INNOVATION AND INFRASTRUCTURE 	<input type="checkbox"/>	⑩不平等 10 REDUCED INEQUALITIES 	<input type="checkbox"/>	⑪都市 11 SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES 		⑫消費・生産 12 RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION 	<input type="checkbox"/>
⑬気候変動 13 CLIMATE ACTION 	<input type="checkbox"/>	⑭海洋資源 14 OCEANS AND UNDERSEA RESOURCES 	<input type="checkbox"/>	⑮陸上資源 15 LIFE ON LAND 	<input type="checkbox"/>	⑯平和 16 PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS 	
⑰実施手段 17 PARTNERSHIPS FOR GOALS 	<input type="checkbox"/>						

2 SDG s 達成に向けた経営方針等

SDG s 推進に取り組む他企業や地域の様々な団体、学校等と連携し、持続可能な社会づくりを進めます。

- 再生可能エネルギーの導入を進め、環境に配慮した経営を進めます。
- 女性をはじめ、様々な人が働きやすい職場づくりを進めます。

環境に配慮した新商品を開発し、商品を購入してくれた方々にもSDG sを知ってもらえるよう、普及啓発に取り組みます。



さいたま市SDGs企業認証制度

制度構築の背景・目的

2012年より「CSRチャレンジ認証制度」を運用しており、制度を発展的に移行するかたちで、本制度を構築。SDGsの理念を尊重し、経済・社会・環境の三つの分野を意識した経営活動を推進する市内企業を、さいたま市が「SDGs認証企業」として認証し、SDGsに取り組む市内企業の経営支援を行う。認証企業におけるSDGs経営の推進を支援することで、市内企業の持続可能な成長を後押しするとともに、地域経済の発展や社会課題の解決を図る。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月より運用開始 2022年度までに196社を認証
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 応募動機・目的 これまで行ってきたSDGsのゴール達成につながる取組実績 市独自の「SDGsチェックリスト」による自己チェック、目標設定
認証団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市によるPR支援 さいたま市SDGsコミュニティ活動への参加 認証企業へのSDGs経営支援等

運用を通じた成果と課題

- 認証制度の運用を通じて、SDGsの認知度が高くなり、積極的に取り組む企業が増えていることを実感。
- 一方で、認証を取得することが目標となっている企業も多くいるため、認証を取ってから自社で立てた目標を達成するためのフォローアップを充実させたいと考えている。



担当者の声

さいたま市担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント

制度構築にあたってのポイント

既に運用していた「CSRチャレンジ企業」の制度を基に構築した。

- 「CSRチャレンジ企業認証制度」において、マニュアルやチェックリストを作成しており、それを基にSDGs推進マニュアルやSDGsチェックリストを作成。
- また、SDGsの認証として適切な体制や内容とするために、外部の専門家や地域金融機関との協議も踏まえ制度を構築した。

また、新制度への移行の際に検討したこととして

- 市内企業の経営支援を目的とする制度としたため、営利団体である企業及び組合を対象とした。(NPOなどは対象外)
- SDGsの達成には多くの事業者の協力が必要不可欠であるため、市内中小企業に限らず、市外に本店を置く事業者や大企業も含めて認証の対象とした。

誰を対象にどのような制度にするのかを意識をして構築することが重要



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- 前身の「CSRチャレンジ企業」に対し、制度が移行することの周知
- それに加え、新規認証企業の増加を目指し、認証制度の説明会、商工会議所とも連携したメールマガジンの発信、各種団体のセミナー等において講演などを実施

制度運用のコストとメリットのバランス

- 前提として、SDGsに取り組んでいくこと自体にメリットがあることを訴求している
- その上で、具体的なメリットとしては以下のものが挙げられる。
 - コミュニティ活動における企業間交流や知識の習得
 - HPにおける企業情報の紹介や事例集の発行を通じたSDGsの取組に関するPR支援
 - 専門家派遣等によるSDGs経営支援

金融機関の関わり方

- 認証企業に対する市の制度融資を用意している。
- 市内金融機関とは、SDGsに関する情報交換やさいたま市SDGs企業認証制度の紹介等、市内企業のSDGsの推進を目指し、連携を図っている。

制度の維持・改善に向けた取組

- 今後は、社会課題の解決に向け、事業性を持った持続可能な活動に取り組む企業を増やすことが必要だと考えている。
- また、社会課題の解決に向けては1社だけでは限界があるため、認証した企業同士のつながりを作っていくことを目指している
 - 将来的には、認証企業同士がパートナーシップを組み、地域課題を解決することによる、地域経済の発展を目指していきたい。

地域課題解決に向け、事業性を持った持続可能な活動ができる企業の増加を目指していきたい。



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

<p>申請対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市内に本社、本店、支店、営業所等の事業所を有し、市内において事業を営む者で、暴力団員等に該当しない者
<p>申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書(応募動機・目的等を記載) これまで行ってきたSDGsのゴール達成につながる取組実績 市独自の「SDGsチェックリスト」 <ul style="list-style-type: none"> 「マストSDGs」(10項目) 企業活動を行う上での必須項目を列挙したもの 「ベーシックSDGs」(95項目) 多くの企業でも実践できるSDGsの取組を列挙 「チャレンジSDGs」 企業が掲げるSDGs目標を3つ以上記載
<p>企業の認証までのプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「SDGsチェックリスト」に基づき、自社のSDGs取組状況を自己診断し、自社のSDGsの取組に係る目標を設定 申請書、誓約書、チェックリスト等を市に申請 必要に応じて申請企業に対し、チェックリストの内容について確認するための訪問を実施 申請内容に基づき、「さいたま市SDGs企業認証審査会」による審査を実施 <ul style="list-style-type: none"> 大学教授、金融機関関係者等12名により構成
<p>認証団体が得られるメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市によるPR支援 <ul style="list-style-type: none"> 市報、プレスリリース、市ホームページ等による企業名や企業概要、SDGsの取組内容等の紹介に加え、「SDGs認証企業事例集」を作成 さいたま市SDGsコミュニティ活動への参加 <ul style="list-style-type: none"> SDGs経営に関する勉強会を定期的で開催するほか、事例発表会やワークショップ等をテーマごとに実施し、各社のSDGsの取組を深化させる機会を提供 SDGs経営支援 <ul style="list-style-type: none"> 認証企業からの要望に応じ、専門家派遣等による課題解決支援を行う他、認証企業向けの制度融資である「さいたま市SDGs企業支援資金融資」による金融支援を実施 SDGs認証企業合同説明会 <ul style="list-style-type: none"> SDGs認証企業に対するSDGs経営支援及び人材確保を目的に認証企業限定の面接会を実施

【お問い合わせ先】

さいたま市 経済局/商工観光部/経済政策課 支援係

TEL:048-829-1362

E-mail:keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

<p>参考 - 関連リンク</p>	<p>さいたま市SDGs企業認証制度 さいたま市SDGs推進マニュアル</p>
-------------------	---

(様式第3号の3)
 企業名：株式会社〇〇〇〇 年 月 日

さいたま市SDGs企業認証に係るチェックリスト自己診断結果票 (チャレンジSDGs目標記入シート)

No.	記入項目	申請企業記入欄	
1	目標 (5年先の目標を簡潔に記入してください) (目標のタイプ番号を右欄外を参照し選択してください。タイプ1・2は、該当するベーシックSDGsのNo.を記載してください)	①	【タイプ1・2・3】 (ベーシックSDGsNo.____) *タイプ1・2の場合記載
		②	【タイプ1・2・3】 (ベーシックSDGsNo.____) *タイプ1・2の場合記載
		③	【タイプ1・2・3】 (ベーシックSDGsNo.____) *タイプ1・2の場合記載
2	関係するSDGsのゴール (関係する17のゴールの番号を記載してください)	①	
		②	
		③	
3	目標達成期限 (原則として、申請年度の4年度後の3月)	①	令和9年3月
		②	令和9年3月
		③	令和9年3月
4	目標達成に向けた取組内容 (できる限り具体的に記入してください)	①	
		②	
		③	
5	KPI さいたま市内に本店又は本社を持たない場合は、さいたま市内の事業所単位でKPIを立ててください。	①	令和9年3月時点で達成するKPI： 【各年での目標値】 現状値： 令和5年3月： 令和6年3月： 令和7年3月： 令和8年3月： 令和9年3月：
		②	令和9年3月時点で達成するKPI： 【各年での目標値】 現状値： 令和5年3月： 令和6年3月： 令和7年3月： 令和8年3月： 令和9年3月：
		③	令和9年3月時点で達成するKPI： 【各年での目標値】 現状値： 令和5年3月： 令和6年3月： 令和7年3月： 令和8年3月： 令和9年3月：



とっとり SDGs 企業認証制度

制度構築の背景・目的

SDGs 未来都市・鳥取県のテーマは「人づくり」。小さな県ならではの小回りを利かせたマルチステークホルダーの連携、SDGs の県民運動化を進めるとともに、「知る」「実践」「パートナーシップ」の3ステップによるパッケージ支援を官民連携して展開している。

とっとり SDGs パートナー制度(宣言・登録制度、2020 年9月創設)を皮切りに、大学や金融、経済団体等との検討を経て、とっとり SDGs 企業認証制度を 2022 年度に創設・運用開始。特に企業認証制度については、県内企業が SDGs を推進する上での指針や評価基準がない中で、国際的な様々な開示基準などをもとに SDGs 経営の推進に関連性・重要性が高いものを抽出・再構築したものであり、本制度の活用を通じて県内企業への SDGs 経営の浸透、ひいては企業価値の向上と県内産業の振興へつなげていくことを目指している。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2022 年に第 1 回公募を実施、27 社を認証 ※認証期間は 3 年、1 年毎に進捗報告を実施
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 2030 年に事業者が目指す姿、その実現に向けた重点的な取組及び影響分析 SDGs を推進する組織体制 SDGs3 側面に分類した各取組項目に対する、現在の取組と今後の目標、目標達成に向けた取組(社会・経済・環境で各 10 項目、計 30 項目を設定)
認証団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 認証申請に位置付けた事業を対象とした県の低利率の融資、SDGs 経営に係る補助金を受けることが可能(新規需要開拓設備資金「SDGs 特別枠」、鳥取県企業版ふるさと納税タイアップ事業等) 認証企業のビジネスマッチングを後押し SDGs 経営を強化するための専門家の派遣 県主催のセミナーや県ホームページでの紹介、事例冊子の配布などによる PR 認証マークの使用

運用を通じた成果

- 県の「産業振興未来ビジョン」において認証数の KPI (3 年間で 50 社) を立てており、現時点ではそれに向け順調に推移
- 申請書類、審査のポイント、認証企業の申請内容など、大部分を公開することで、企業の取組の参考となることはもちろん、支援機関や他自治体との調整や意見交換の円滑化につながっている



担当者の声

鳥取県担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント

制度構築にあたってのポイント

- 認証制度の創設に向けた検討会を立ち上げ、1年かけて議論、制度構築を行った
 - 金融機関、商工団体、学術機関(大学)、県、で構成
 - 金融機関 - 4者(保証協会含む)
 - 商工団体 - 3者
 - 大学 - 2者
 - たたき台は、県が作成し、それに基づき意見交換を行った
- 40社ほど直接訪問し、個別ニーズの聞き取りや制度の狙いなどについて意見交換を実施
 - 制度の試行として行ったパイロット版(実際に申請し取組支援を受けてもらうもの)で実際に申請した企業の声や試行審査での課題を制度構築に活かした

なるべく多くのステークホルダーを巻き込むことで、制度の目的に沿った対象へのアプローチや、求めるべき要件の解像度が上がる



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- 先行してパートナー制度を運用していたため、パートナー登録者を中心に声かけを行った
- 試行運用を行うパイロット版には41社が申請し、34社が試行審査を通過した
 - パイロット申請することで着実に認証申請の準備が進められ、スムーズに本申請へ向かえた企業が多かった(第1回公募で認証となった27社のうち、7割以上はパイロット版に申請した企業)

制度運用のコストとメリットのバランス

- 現時点では制度運用を直営で行っており事務局の負担は大きいですが、運用を通して、県内企業の現状や様々な課題を拾うことができ、地域産業振興に向けた施策検討の契機となっている
- 企業視点では、申請によってSDGsと自社の取組を整理、紐づけするきっかけになった、という声が多く、手間や時間的負担がかかっても申請する意味があると理解されている
 - 申請書=自社のSDGs計画書と位置づけ、社内でのSDGs浸透に役立てたり、外部発信の根拠としたり、申請書類を直接活用している例も多い

金融機関の関わり方

- 地域金融機関や民間保険会社で、認証申請を見据えたSDGs経営推進支援などを行っている
 - 経営コンサルティング、セミナー・ワークショップ、専門家派遣など
 - 金融機関等にとっては営業活動の一環ともなる
- 認証取得メリットとして提供している県の融資は、SDGs特別枠を新設

制度の維持・改善に向けた取組

- 脱炭素や人的資本に対する制度や価値観など、大きな転換期を迎えていることから、企業価値向上のための羅針盤となるよう今後も必要な見直しを図っていききたい
- また、県内外で活躍する認証企業のSDGsの取組が、幅広い自治体で円滑に認知・評価されるよう、他自治体や民間企業との広域連携などを検討していきたい

制度の目的によっては、実際に企業等にヒアリングをしたり、試験的にパイロット事業を走らせることで、より具体的なニーズの把握や制度の深化が可能となる



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

<p>応募資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内に拠点を有し、主たる事業として営利事業を行う事業者であること ● 過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていないこと ● 風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営むものではないこと ● 暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと
<p>申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年に事業者が目指す姿、その実現に向けた重点的な取組及び影響分析 ● SDGsを推進する組織体制 ● SDGs3側面に分類した各取組項目に対する、現在の取組と今後の目標、目標達成に向けた取組(社会・経済・環境で各10項目、計30項目を設定)
<p>認証プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書とチェックシートを県に提出 ● 県において申請要件を確認(形式確認) ● 県において認証基準を確認(事務局審査) ● とっとりSDGs企業認証審査会により、書面審査並びにヒアリング審査を実施(書面審査の結果によっては、ヒアリングがない場合もある) ● 審査結果に基づき認否を決定 <p>※とっとりSDGs企業認証審査会の詳細は、県の条例に基づき公表 審議会等情報 - 鳥取県表彰・認定等審査会(とっとりSDGs企業認証審査会)</p>
<p>認証団体が 得られる メリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証申請に位置付けた事業を対象とした県の低利率の融資、SDGs経営に係る補助金を受けることが可能(新規需要開拓設備資金「SDGs特別枠」、鳥取県企業版ふるさと納税タイアップ事業等) ● 認証企業のビジネスマッチングを後押し ● SDGs経営を強化するための専門家の派遣 ● 県主催のセミナーや県ホームページでの紹介、事例冊子の配布などによるPR ● 認証マークの使用

【お問い合わせ先】

とっとりSDGs企業認証サポート窓口(鳥取県商工労働部商工政策課内)

TEL:0857-26-7538 FAX:0857-26-8117

E-mail:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

<p>参考 - 関連リンク</p>	<p>とっとりSDGs企業認証制度トップページ とっとりSDGs企業認証制度申請の手引き</p>
-----------------------	--

(様式第1号)

とっとり SDGs 企業認証 申請書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

とっとり SDGs 企業認証について、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の概要

資本金・出資金等	
従業員数	(うち非正規雇用 人)(年 月時点)
事業概要	
産業分類上の事業区分	<input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 電気ガス水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸交通業 <input type="checkbox"/> 金融保険業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 医療福祉業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> 教育学習支援業 <input type="checkbox"/> その他 ()
直近売上高	(年 月決算)

(注) 該当がない項目については、参考となる情報を記載すること。

2. 役員名等

役職名	氏名	フリガナ

(注) 代表権を有する役員について記載すること。個人事業主の場合は代表者について記載すること。

3. 連絡先等

担当者職氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

120

121

<チェックシート30項目> 各側面6項目以上、全体で21項目以上の取組を評価

122

社会	経済	環境
①労働災害の防止	①事業継続計画（BCP）の策定	①自然環境の変化の経営への影響
②ハラスメント防止	②セキュリティ対策	②社会・制度の変化の経営への影響
③女性の活躍	③法令順守の取組の徹底	③事業活動が引き起こす影響
④障がい者が働きやすい職場づくり	④情報公開	④燃料消費量の削減
⑤多様な人材の活躍	⑤後継者の確保	⑤電力消費量の削減
⑥多様な働き方の促進	⑥市場変化を見据えた対応	⑥再生可能エネルギーの導入
⑦労働者への人権配慮	⑦自社以外の経営資源の有効活用	⑦廃棄物の削減
⑧社会配慮型商品・サービスの提供	⑧デジタル化による生産性向上	⑧水資源の適正な管理
⑨地産地消	⑨雇用の維持・拡大	⑨環境配慮型商品・サービスの提供
⑩地域社会への貢献	⑩人材育成・能力開発	⑩環境面での社会貢献

129

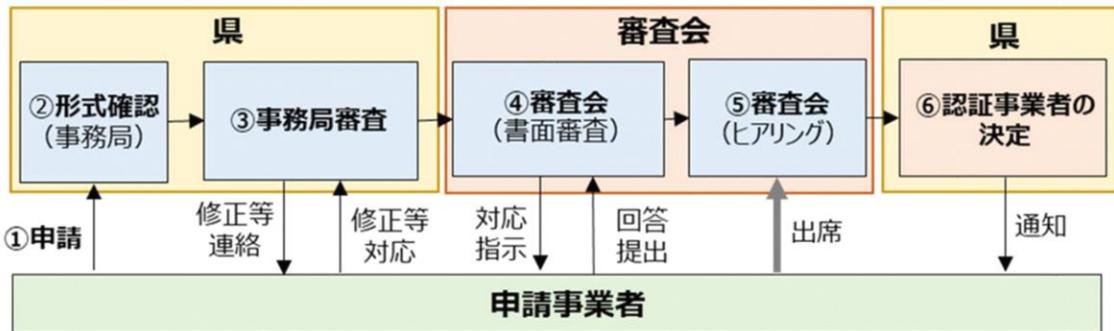
130

131

132

<認証の流れ（イメージ）>

133



140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160



横浜市 SDGs 認証制度“Y-SDGs”

制度構築の背景・目的

横浜市は、2018年6月に「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、産学官や市民が交流・連携し、各取組の相乗効果を高める拠点として「ヨコハマ SDGs デザインセンター」を設立。

横浜市はヨコハマ SDGs デザインセンターと連携し、複数の金融機関に呼びかけ、政府が掲げる「地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成」を推進し、SDGs 達成及び脱炭素社会実現に向けて取り組むため、『Y-SDGs 金融タスクフォース』を設立し、SDGs 認証制度“Y-SDGs”の運用を通じ、事業者の皆様の持続可能な経営・運営への転換、新たな顧客の獲得や取引先の拡大、さらには、投資家や金融機関の ESG 投資等に活用されることを目指し、市内事業者への SDGs の普及、取り組みの促進など様々な活動に取り組んでいる。

制度運用状況

運用主体	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県横浜市
開始後の制度運用状況	<ul style="list-style-type: none"> 2020年に第1回公募し、2023年度末までに718者を認証 ※認証期間は4年
申請内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 環境、社会、カバナンス及び地域の4つの分野、30項目における実施状況 既に認証を受けた事業者等が上位の認証へランクアップを目指す場合は前回からの改善点や進捗状況
認証団体が得られるメリット(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 認証マークの使用 事業者名や取組内容を横浜市やデザインセンターホームページ等でPR 各種マッチングイベントやセミナー等へ優先参加 「横浜市総合評価落札方式」の評価項目において、加点対象 横浜市中企業融資制度「SDGs よこはま資金」の対象となる 参画金融機関等による各種サポート・サービスを受けることができる 市内設備投資等で、地域再生支援利子補給金制度を利用可能。(条件あり、期間5年、最大0.7%の利子補給)

運用を通じた成果

- 申請内容等について、ヒアリングをすることで、きめ細かく評価に反映させ、単なる事業の見える化に留まらず、企業価値の向上に向けて事業者寄り添った支援を行うことができている
- 認証事業者交流会などにより、SDGs 達成に向けて積極的に取り組む企業同士の新たなつながりを生まれるとともに、企業間の連携事業が開始するなど、認証を機会として取組が進んだ



担当者の声

横浜市担当者の「生の声」 - 制度構築・制度運用にあたってのポイント

制度構築にあたってのポイント

- 多様な事業者・団体の参加を促進するため、上場企業の ESG 評価基準を中小企業が使えるよう簡素化を行った
- 内閣府および経済産業省等の取組や横浜市が有する既存制度との整合性の確保を意識して制度設計を行った
- 環境、社会、ガバナンス及び地域の4つの分野の取組内容の評価に応じて、標準、上位、最上位の3つの区分に分けて認証を行っている
- ヨコハマ SDGs デザインセンターにおいて、中小企業診断士の資格を持つコーディネーターが、新規認証、ランクアップ認証に関する相談を受け付けている。

制度構築後も、「読み替え版」チェックリストの作成や、定型評価に加え加点評価を追加するなど、実情に応じて制度を修正している。



担当者の声

制度運用にあたってのポイント

周知・広報

- 市、ヨコハマ SDGs デザインセンター、金融機関を構成員とした「Y-SDGs 金融タスクフォース」を設置し、市内事業者への SDGs の普及促進等を行っている。
- 「地方創生 SDGs 金融表彰」の受賞に伴い、地元の新聞等に取り上げられたことにより、内外の注目度が高まりモチベーションの向上にもつながった。

制度運用のコストとメリットのバランス

- 申請手続きから認証のヒアリングまで、業務負荷が高いものの、現状では当該業務を無償にて提供している。
- より多くの事業者を活用していただく制度とするため、金融機関とともに、Y-SDGs と連携した金融商品・サービスの開発促進が必要

金融機関の関わり方

- 横浜市、ヨコハマ SDGs デザインセンター、金融機関と連携し、「Y-SDGs 金融タスクフォース」を設置
 - 「地方創生 SDGs 金融を通じた自律的好循環の形成」を通じた SDGs の達成及び脱炭素社会の実現に向けた現状の把握及び課題等の研究
 - “Y-SDGs”を活用した市内事業者への SDGs の普及、取組の促進
 - 横浜市及びヨコハマ SDGs デザインセンター並びに関係金融機関相互の交流、連携等を図るための活動
- 金融機関によっては認証取得メリットとして、各種サポート・サービスを提供している

制度の維持・改善に向けた取組み

- 認証取得者の取り組みを、Y-SDGs 取組紹介として、HPで公開しベストプラクティスを共有することにより、これから申請する事業者等の理解促進につながる
- また、認証取得前～取得時～取得後のステージごとに現状と課題を整理しつつ、認証の質を確保しながら、取得件数増加に向け支援を継続中

社会課題解決に向けて適切なパートナーシップの構築が重要であり、市にはない知見やノウハウを持つ民間企業・団体や市民と協働することの必要性を感じている。



担当者の声

【参考 - 制度詳細】

<p>応募資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ヨコハマ SDGs デザインセンターの登録会員であること ● 市税（法人市民税）及び事業所税の滞納がないこと ● 横浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等のいずれにも該当しないこと ● 申請時から過去5年間に亘って、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと
<p>申請内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境、社会、カバナンス及び地域の4つの分野、30項目における実施状況 ● 既に認証を受けた事業者等が上位の認証へランクアップを目指す場合は前回からの改善点や進捗状況
<p>認証プロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ヨコハマ SDGs デザインセンターに会員登録 ● Y-SDGs 認証システムにて申請 ● ヨコハマ SDGs デザインセンターにおいて申請要件を確認（形式確認） ● デザインセンター評価員によるヒアリング及び評価案の作成 ● 有識者検討会を実施 ● 横浜市において評価・決裁後、市長が認証
<p>認証団体が得られるメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認証マークの使用 ● 認証事業名や取組み内容をホームページ等でPR ● 各種マッチングイベントやセミナー等へ優先参加 ● 「横浜市総合評価落札方式」の評価項目において、加点対象 ● 横浜市中心企業融資制度「SDGs よこはま資金」の対象となる ● 参画金融機関等による各種サポート・サービスを受けることができる ● 市内設備投資等で、地域再生支援利子補給金制度を利用可能。（条件あり、期間5年、最大0.7%の利子補給）

【お問い合わせ先】

ヨコハマ SDGs デザインセンター

TEL:050-3749-7415

E-mail: contact@yokohama-SDGs.jp

<p>参考 - 関連リンク</p>	<p>横浜市 SDGs 認証制度 “Y-SDGs” ヨコハマ SDGs デザインセンター</p>
-------------------	--

161

162

163

164

【参考 - 関連資料】

『「横浜市 SDGs 認証制度“Y-SDGs”」要綱等』より一部抜粋(令和 6 年 8 月 31 日時点)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/futurecity/y-SDGs/ySDGs.html>

横浜市SDGs認証“Y-SDGs”チェックシート

チェック日付	年 月 日
事業者名 (登録単位)	0
担当者連絡先	電話： メール：
担当者ご氏名	

ID	分類	実施 チェック ✓を記入く ださい	評価項目	取り組みの具体例	御社の取り組みについて	項目に関連する 主なSDGsの 目標・ターゲット
				<ul style="list-style-type: none"> ※以下に記載ある項目一つでも取り組んでいる場合はチェックしてください。 ※なお、以下は例示であり、記載内容に該当するものではありません。 	※左記の取り組みの具体例を参考に、御社の取り組みを具体的に書きください。	
YK-S-1	安全・衛生管理、健康経営		●職場における安全・衛生管理に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> -作業中の事故等を防ぐための職場の安全対策ルールがある。(ルールは、明文化されている必要がある) -安全衛生に関する規定がある。(規定は、明文化されている必要がある) -コロナ対策、感染症対策を実施している。 -従業員への相談体制が整っている。 -安全衛生優良企業公表制度認定(厚生労働省)を取得している。 -「ISO15001」、「OHSAS18001」など、労働安全衛生に関する認証を取得している。 		3.4. 8.5. 8.8
			●健康経営に取り組んでいる	<ul style="list-style-type: none"> -長時間労働を抑制する取り組みがある(例えば、残業時間の上限を設け、残業時間が一定時間を超えた際には、従業員面談を行うなど)がある。 -社員の健康促進のための活動(福利厚生でのジム利用助成など)を実施している。 -従業員向けにメンタルヘルスの意識啓発、研修を実施している。 -カウンセラーなどへの相談体制を整備している。 -「働き健康経営認証」を取得しているか、かながわ健康企業宣言のうち「健康優良企業」に選定されている。または、健康経営有料法人(ホワイト500)などを取得している。 		3.4. 3.8
YK-S-2	多様な人材の活躍		●外国人、障がい者、高齢者等、社内の多様な人材の活躍支援に関する取り組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> -外国語対応や、障がい者、高齢者向けバリアフリー設備の設置など、職場環境を整備している。(ここで言う職場環境は、「ハード整備」を指す) -法廷以上の障がい雇用を行っており、そのための工夫も行っている -LGBTQへの配慮に関する制度や環境を整備している。(ここで言う「制度」は、明文化されている必要がある) -外国人や障がい者、高齢者などの多様な人材のための人材育成や教育制度の充実を図っている。(ここでは、外国人や障がい者、高齢者などのための独自の人材育成や教育制度を指すのであって、単に通常の人材育成や教育制度に、外国人や障がい者、高齢者などを含めて実施しているような制度は該当しない) -取組を実施したことにより、「顕著な成果」が出たり、「顕著な評価」を受けている。(ここで言う「顕著な成果」とは、成果が第三者により認められており、そのエビデンスのあるものをさす。また、「顕著な評価」とは、第三者により何らかの形で受けた評価を言う) 		4.4. 4.5. 5.1. 8.8. 10.2. 10.3. 10.4
			●社内のハラスメントを防止するための取り組みを進めている。	<ul style="list-style-type: none"> -セクハラ、マタハラ、パワハラを防止するためのルールや制度構築、教育の実施、相談体制が整備されている。(ルールや制度は、明文化されている必要がある) -セクハラ、マタハラ、パワハラなどを防止するための教育の実施、相談体制が整備されている。 -内部だけでなく、外部の相談窓口(顧問契約を結んでいる社労士や弁護士などを含む)も設けるなど、相談しやすい体制が整っている。 		5.1. 5.2. 8.8. 10.2. 10.3. 16.1
YK-S-3	女性の活躍促進		●女性の活躍支援に向けた目標を設定している。	<ul style="list-style-type: none"> -女性管理職比率の目標を設定している。(上場企業は30%以上を評価) -女性の採用比率の目標を設定している。 -女性の活躍が十分に進んでいる(女性管理職比率・採用率・役員比率50%以上など)ため、あえて目標は設定していない。 -女性の活躍が十分に進んでいる。(前3年で立てた管理職比率及び採用比率の目標を達成し、業界の平均※よりも高い状況となっている場合) ※前年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イ(1)(ii)(イ)に定める「産業ごとの通常の労働者に占める女性労働者の割合の平均値」 		5.5. 10.3
			●女性の活躍を支援するための取り組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> -社内内外のキャリア支援研修・セミナー参加を促進している。(女性活躍に向けた研修、セミナーに限る) -「スるほし認定」または「よこはまグッドバランス企業」を取得している。または、「なでしこ銘柄」や「ダイバーシティ企業」に選定されている。 		4.5. 5.4. 8.5